

苫小牧市ヤングケアラー支援条例をここに公布する。

令和6年3月25日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市条例第8号

苫小牧市ヤングケアラー支援条例

(目的)

第1条 この条例は、ヤングケアラー及びその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、関係機関及び学校の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって児童の権利に関する条約に基づく児童の権利が確保されるとともに、ヤングケアラー等に気付き、見守り、及び孤立させない社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の援助を提供する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人等ヤングケアラーを現に監護する者をいう。

- (3) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内に在学する者及び市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行い、その業務を通じてヤングケアラー等に関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。

（基本理念）

第3条 ヤングケアラー等の支援は、全てのヤングケアラー等の主体性を尊重した上で、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

2 ヤングケアラー等の支援は、ヤングケアラーが家族その他の身近な人への世話その他の援助を優先させることによりその後の人生にも影響が残り続けるおそれがあることに鑑み、児童の最善の利益が尊重され、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び自立が図られるよう行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、家族や身近な人との助け合いを尊重し、ヤングケアラー等の意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、孤立することのないよう、市、関係機関及び学校の連携及び協力の下、その家族の支援と一体的に行われ、かつ、地域全体で支え合うよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、ヤングケアラー等の支援を推進するため、市民等、関係機関及び学校

と連携を図らなければならない。

- 3 市は、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、ヤングケアラーに関する情報を集約し、関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じて支援を行わなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、児童の最善の利益を考慮し、当該ヤングケアラーの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、市、関係機関及び学校に対して、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を求めることができる。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーの置かれている状況及びヤングケアラー等の支援の必要性について理解と関心を深めるよう努めるとともに、ヤングケアラー等に配慮した地域づくりに努めるものとする。

- 2 市民等は、ヤングケアラー等が孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、業務を通じて日常的にヤングケアラー等に関わる可能性がある立場にあることを認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、ヤングケアラーと同居する家族に対して福祉サービス等を提供する場合において、家族への世話その他の援助に係るヤングケアラーの負担等に十分配慮するよう努めるものとする。

4 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラー等に対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーが学校生活等に影響する可能性があることを常に認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校は、前条第4項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(ヤングケアラーの支援)

第9条 市は、全てのヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1) ヤングケアラーにいち早く気付き、必要な支援につなげるための指針の策定に関すること。

(2) 早めの気付き、相談及び支援に係る体制の整備並びにその周知に関すること。

(3) ヤングケアラー等の支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。

(4) 交流の場の提供その他ヤングケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ヤングケアラー等の支援のために必要な事項

に関すること。

(広報及び啓発)

第10条 市は、ヤングケアラーが置かれている状況についての理解及びヤングケアラー等の支援に関する知識が深まり、社会全体としてヤングケアラー等の支援が推進されるよう、保護者、市民等、関係機関及び学校に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

2 市は、ヤングケアラーにその自覚がない等の事情により、ヤングケアラーの存在が表面化しづらい傾向にあることに鑑み、ヤングケアラーに気付くことができるよう、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて広報活動その他の普及啓発を行うものとする。

(人材の確保等)

第11条 市は、ヤングケアラー等の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、市、関係機関及び学校の職員の資質の向上を図るための研修等を行うことにより、人材の育成に努めるものとする。

(実態の把握)

第12条 市は、ヤングケアラー等に対する有効な支援につなげるため、ヤングケアラーにいち早く気付き、関係機関と連携して実態の把握に努めるものとする。

(体制の整備)

第13条 市は、ヤングケアラー等、市民等、関係機関及び学校からのヤングケアラーに関する相談に応じ、必要な支援につなげるための連携体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、ヤングケアラー等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。